

平成32年度末に対応すべき在宅医療の需要

○追加的需の在宅医療と介護施設の医療サービス量の割合を調整することが必要
 (愛媛県の基本的な考え方)
 療養病床の患者の退院先の調査結果(患者調査:国実施)により、在宅医療と介護施設が
 受け持つ割合を1:3とする。⇒市町と調整済

(人/日)

市町	H32年度末の追加的需【②+③】 (※1)	内 訳 (医療分:介護分=1:3)		H32年度末の訪問診療 (※2)	H32年度末に対応すべき在宅医療の需
		医療分② (在宅医療)	介護分③ (介護施設)		
松山市	314.11	78.53	235.58	4980.16	5058.69
伊予市	28.79	7.20	21.59	423.39	430.59
東温市	27.05	6.76	20.29	371.35	378.11
久万高原町	8.95	2.24	6.71	156.79	159.03
松前町	22.89	5.72	17.17	319.70	325.42
砥部町	17.96	4.49	13.47	241.29	245.78
合計	419.75	104.94	314.81	6492.68	6597.62

※1) 国が推計した平成37年度の追加的需を基に算出した平成32年度推計値(②+③+④)から、県の療養病床転換意向調査による数(④)を差し引いた数

※2) 国が推計した平成37年度の訪問診療数を基に、等比按分により求めた数